

## 13 ひとり親家庭等への支援

### ① 児童扶養手当

母（父）子家庭の生活の安定と自立促進を図るため、父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童（18歳になる年の年度末までの児童、障がい児については20歳未満）の母（父）親や母（父）親に代わってその児童を養育している人に支給します。

なお、一定額以上の所得がある場合は受けられません。

また、公的年金受給者は、手当が受けられない場合もあります。

〈支給額（月額）※令和8年4月〜〉

	第1子手当額	第2子以降の加算額
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給	11,340円〜48,040円	5,680円〜11,340円

※全部支給および一部支給の金額については、所得に応じて決定します。

〈手当支給月〉

1、3、5、7、9、11月（前月までの2か月分）

■ 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862



### ② ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭等の医療費を助成する制度です。助成を受けるには医療証が必要です。

対象となった日の同月内に届け出てください。

※手続きが遅れると申請の前月末までの医療費助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

〈対象者〉

大野城市に住所があり、健康保険に加入している、父子家庭、母子家庭、父母のいない児童

※児童は義務教育就学後から18歳の年度末まで（就学前の子は子ども医療が優先されます。）

※所得制限があります。※生活保護を受けている人は対象外です。

〈本人負担額〉

◇通院・・・（小・中学生）無料

◇入院・・・（小・中学生）無料、（高校生以上）500円/日（月7日限度）

※いずれも医療機関ごと。※医療機関から処方された薬剤は無料

※補そう具も対象になります。

※入院時の食事代・居住費・健康診断・予防接種等の本人負担および医療保険の適用を受けない費用については本人負担になります。

■ 問い合わせ先 国保年金課 医療担当 ☎ (580) 1847



### ③ 就学援助

次のいずれかの要件を満たす、市内の市立小中学校に通学する児童・生徒の保護者に対して、学用品費および通学用品費・修学旅行費など、義務教育に伴って必要な費用の一部助成を行います。

◇児童扶養手当を受給している

◇市民税が非課税、または総所得額等が基準額以下等

◇生活保護の廃止・停止を受けて1年以内

■ 問い合わせ先 教育総務課 教育総務担当 ☎ (580) 1902



## ④ JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受給している世帯の人（扶養義務者含む）が、JRの列車の通勤定期を購入する場合、「特定者用定期乗車券購入証明書」を提出すれば、定期乗車券代が3割引されます。  
※学割との併用はできません。

## 〈手続き〉

「特定者資格証明書」の発行後、「特定者用定期乗車券購入証明書」を交付します。  
児童扶養手当証書が必要です。詳細についてはお問い合わせください。



■ お問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862

## ⑤ ひとり親家庭等日常生活支援事業

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母（父）、または扶養していた寡婦が就職活動や疾病、看病、冠婚葬祭、残業、学校等の公的行事への参加などの理由で、一時的に生活援助や子育て支援を必要とするときに、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話をします。  
利用の際には、事前登録や利用申請が必要です。また、所得などによって自己負担金が必要です。  
※乳幼児または小学生を養育する家庭で、残業などの事由がある場合は、定期的に利用することもできます。



■ お問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862

## ⑥ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母、または父が就職に有利な国家資格を取得するために、養成機関で6ヶ月以上修業している場合にその修業期間について、修業開始から4年間を上限に訓練促進費を毎月支給します。

## 〈対象者〉

20歳未満の児童を扶養している母子（父子）家庭で、児童扶養手当の受給者  
または、同様の所得水準にある人

## 〈支給額〉

◇月額 70,500円（市民税課税世帯）修業期間の最後の12か月は月額110,500円  
◇月額 100,000円（市民税非課税世帯）修業期間の最後の12か月は月額140,000円  
※市民税非課税世帯は、扶養する児童の数に応じて給付金が加算される場合があります。

## 〈対象資格〉

・看護師 ・准看護師 ・保育士 ・介護福祉士 ・作業療法士 ・理学療法士  
・歯科衛生士 ・美容師 ・社会福祉士 ・製菓衛生師 ・調理師 など

（その他の対象資格についてはお尋ね下さい）

※一定の要件を満たす場合は、修業期間の終了後に修了支援給付金（一時金）を支給する制度もあります。



■ お問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862



## 13 ひとり親家庭等への支援

### ⑦ 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母、または父が就職につながる能力開発のために受講した雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座について、受講料の6割（ただし、一般教育訓練・特定教育訓練は、上限20万円、専門教育訓練は、上限160万円※終了後1年以内の資格所得かつ就職した場合は追加支給あり）を助成します。

#### 〈対象者〉

20歳未満の児童を扶養している母子（父子）家庭で、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいる人

#### 〈対象講座〉

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など（介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等）

※助成額が1万2千円以下となる場合は、対象となりません。

※ハローワークが発行する書類が必要な場合があります。



■ 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862

### ⑧ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の母または父、およびその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために受講した講座の受講費用について、(a)受講開始時に4割相当額、(b)受講修了時に5割相当額から(a)の支給分を差し引いた額、(c)合格後に1割相当額を支給します。ただし、以下のとおり支給にはそれぞれ上限額があります。

#### 〈対象者〉

20歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭で、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいる人

#### 〈対象講座〉

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制を含む)

#### 〈上限額〉

	通信制のみ	通学（通信制併用含む）
(a)受講開始時（4割相当額）	10万円	20万円
(b)受講修了時（5割相当額－(a)）	12.5万円	25万円
(c)合格後（1割相当額）		
合計（(a)+(b)+(c)）	15万円	30万円

※受講開始時、修了時の各給付金の算定額が4千円を超えない場合は対象となりません。

※お手続きや対象講座など、申請前に必ずご相談ください。



■ 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862

### ⑨ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

様々な課題を抱えていて、思うように就労できない、もう少し収入が多い仕事に転職したいなど、就職に関する悩みを抱えている児童扶養手当受給世帯の人を対象に、ひとり親支援相談員が課題の解決方法などをアドバイスしながら、ハローワークの就職支援ナビゲーターと連携して、一人ひとりの事情を考慮した内容での就職を支援するプログラムを作り、最高6か月継続して支援します。

#### 〈支援の流れ〉

(1) 市役所の窓口で、生活状況等の聞き取りを行います。

(2) 後日、ハローワークの就職支援ナビゲーターが、相談者に合った求人情報を持って市役所に来て面談します。（第2・4金曜日で予約が必要ですが、都合が合わない場合はご相談ください。）

※令和3年度から、支援期間中に住宅家賃を支援する制度が設けられました。



■ 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862

## ⑩ 養育費確保支援事業

養育費を確実に受け取るためには、父母の間で強制力のある書面（公正証書など）を取り交わしておくことや、未払いが発生した時のために、立替払いなどを受けられる保証契約を保証会社と締結することが有効です。このため、以下の費用について補助金を交付し、支援します。

## ●公正証書等の作成（1人1回限り）

（対象経費）・・・公証人手数料、収入印紙代、戸籍謄本など添付書類の取得費用、郵便切手代  
（補助額）・・・対象経費の全額（上限3万円）※1人1回限り

## ●保証契約の締結（1人1回限り）

（対象経費）・・・保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち保証料として本人が負担する費用  
（補助額）・・・対象経費の全額（上限5万円）※1人1回限り

※公正証書等を作成した日や、保証契約を締結した日の翌日から起算して6ヶ月以内が申請期限です。  
※申請書類や要件を事前に子育て支援課へお問い合わせください。

■ 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862



## ⑪ 福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業

こどもの進学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付を行います。  
貸付を受けられる方は、貸付の条件や貸付の種類によって異なります。  
※この事業は福岡県の事業ですが、受付窓口は市役所（子育て支援課）になります。  
※貸付決定までに1～2か月ほどかかりますので、お早めにご相談ください。

■ 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862



## ⑫ 学習ボランティア事業「大野城教室」

母子および父子家庭の児童を対象に、大学生等のボランティアが学習支援や進学相談等を行います。  
※事前に福岡県母子寡婦福祉連合会への申込書の提出が必要です。

〈対象児童〉 小学生～中学生（無料）  
〈学習内容〉 学校授業の補習など  
〈開催場所〉 大野城市総合福祉センター  
〈開催日時〉 毎週木曜日 午後6時半～8時

■ 問い合わせ先 福岡県母子寡婦福祉連合会 ☎ (584) 3922



## ⑬ 就業支援講習会（ひとり親サポートセンター）

就職するには、資格や技術があると有利です。  
就職支援講習会を開催し、皆さんのスキルアップを応援します。  
※広報「大野城」で随時お知らせしています。

〈開催日〉 平日の昼間のほか、夜間や土・日曜日にも開催  
〈受講料〉 無料 ※ただしテキスト代や検定料は一部個人負担  
〈託児〉 1歳から就学前児童（事前予約制） ※無料

■ 問い合わせ先 福岡県ひとり親サポートセンター ☎ (584) 3931



## 13 ひとり親家庭等への支援

### ⑭ 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

#### 〈貸付対象者〉

ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

#### 〈貸付額〉

◇入学準備金・・・500,000円 ※養成機関の入学時

◇就職準備金・・・200,000円 ※養成機関を修了し、かつ資格を取得した時

・無利子 ※保証人を立てない場合は有利子（年利1%）

・養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、県内において5年間その職に従事したときは返還が免除されます。



■ 問い合わせ先 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 総務課 ☎ (584) 3377

### ⑮ ひとり親控除・寡婦控除

以下の条件に当てはまるひとり親家庭の親は、所得税および住民税で所得控除を受けることができます。控除を受けるひとり親家庭の親の合計所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税になります。

#### 〈控除を受けるための条件、所得税および住民税における所得控除額〉

##### ●ひとり親控除

条件		本人に関する事項		所得控除額（万円）	
		配偶者と死別／離別	未婚	所得税	住民税
合計所得金額500万円以下	生計を一にする子有	○	○	35	30

##### ●寡婦控除

条件		本人に関する事項		所得控除額（万円）	
		夫と死別	夫と離別	所得税	住民税
合計所得金額500万円以下	扶養親族有	○	○	27	26
	扶養親族無	○	—		

※住民票に「夫（未届）」・「妻（未届）」の記載がある場合やこれらに相当する人がいる場合、控除の対象外。

※生計を一にする子は総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

#### 〈控除を受けるための方法〉

◇勤め先で年末調整を行う場合

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に控除の対象に該当することを記入して勤め先に提出する。

※申告書を提出する部署や時期については、勤め先に確認してください。

◇それ以外

所得税の確定申告または住民税の申告をする。

■ 問い合わせ先 控除の内容・住民税の申告について 市税課 市民税担当 ☎ (580) 1828  
所得税の確定申告について 筑紫税務署 ☎ (923) 1400